



旭川市住生活基本計画（令和5年度～令和14年度）

概要版



第1章 計画の概要

1 策定の背景

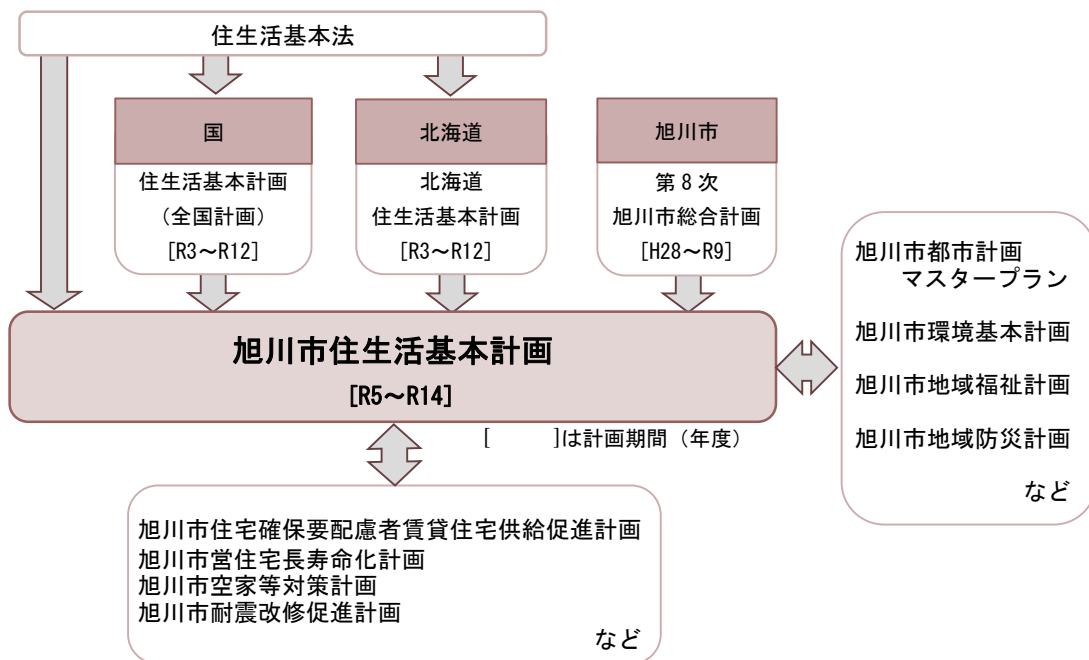
本市では、平成29年に「旭川市住生活基本計画（計画期間：平成29年度～平成39年度）」を策定し、良好な住まいや住環境の実現に向けて様々な施策に取り組んできました。

計画策定から6年が経過し、本市においても少子高齢化や人口減少に歯止めがかからない中、更なる地域コミュニティの希薄化や空き家の増加等といった諸課題も進行し、一層の対応が必要になっています。

こうした住生活を取り巻く社会情勢の変化や国・北海道が示した今後の住宅政策における新たな方向性などを踏まえ、新たな目指すべき姿とその実現に向けた取組を示すことにより、本市の住生活関連施策を総合的に推進していくことを目的として、計画を見直すこととしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「住生活基本計画（全国計画）」や北海道の「北海道住生活基本計画」を踏まえ、本市の最上位計画である「第8次旭川市総合計画」や関連する住宅・福祉政策分野の個別計画との整合を図るとともに、連携しながら各種施策を推し進めていくものです。



3 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等から、必要に応じて見直しを行います。

第2章 現状と課題

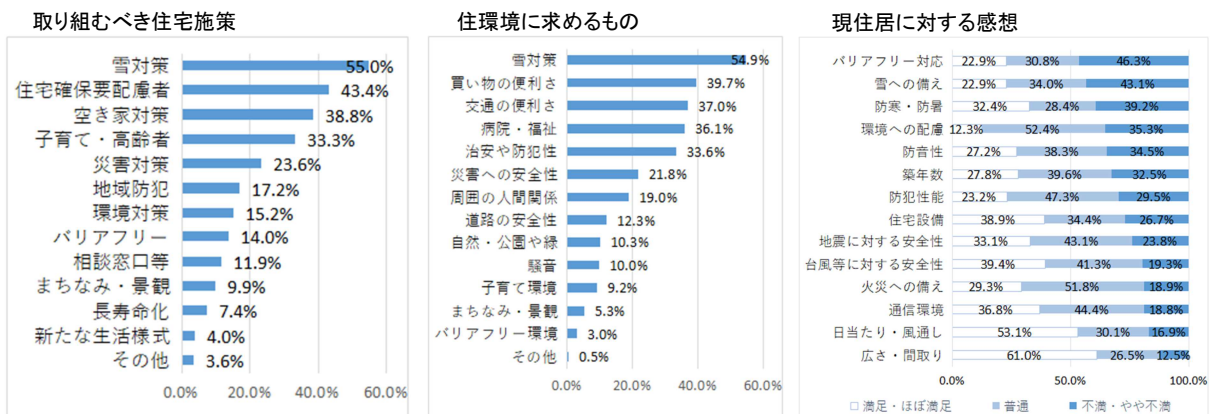
1 本市の現状

住宅・土地統計調査や国勢調査等の国による調査資料、旭川市住民基本台帳等の本市における資料を基に、前計画（平成29年度～平成39年度）の目標値や直近の数値などを比較することにより、本市における住まいの現状を捉えました。

前計画の成果指標	目標値	直近の数値
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	20.0%	9.6%（R3）
耐震性を有する住宅ストックの割合	95.0%	86.6%（R3）
全ての窓に二重サッシ又は複層ガラスが取り付けられた住宅の割合	80.0%	57.1%（H30）
住宅総戸数に対する空き家の割合	全国値以下 （H30:13.6%）	12.1%（H30）
25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	70.0%	27.6%（H30）
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	50.0%	49.8%（H30）
最低居住面積水準達成率	概ね0%	4.8%（H30）
高齢者がいる住宅における一定のバリアフリー化率	75.0%	38.3%（H30）
自らの住まいが心地悪いと感じる市民の割合	10%未満	8.1%（R3）
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合	49.0%	38.4%（R3）
緑など自然環境が良いと感じている市民の割合	69.0%	59.3%（R3）
災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合	51.0%	64.2%（R3）

2 住宅施策に対する市民意識の調査

計画を見直すに当たって、住まいと住環境に関する市民アンケート調査を実施しました。



3 計画の見直しに向けて整理した主な課題

本市の現状や住宅施策に対する市民意識を踏まえた上で、全国計画において、住宅政策の目指すべき方向性を国民に分かりやすく示すために定めた3つの方向性を参考に、本市は、「居住者からの視点」、「社会環境からの視点」、「住宅ストックからの視点」の3つの視点で、次のとおり課題を整理しました。

1 居住者からの視点

- (1) 住宅確保要配慮者¹への対応
- (2) 子育て世帯の居住ニーズの多様化
- (3) 地域共生社会の実現
- (4) 感染症に対応した住環境の整備
- (5) 高齢化の進行

2 社会環境からの視点

- (1) 防災意識の向上
- (2) 雪対策ニーズへの対応

3 住宅ストックからの視点

- (1) 空き家の適正管理・活用
- (2) ゼロカーボンシティの実現
- (3) 分譲マンションの管理

¹ 住宅確保要配慮者：

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。

第3章 基本理念と目標

1 基本理念と基本目標

人それぞれ異なるニーズに適應した快適な住まいの確保や新たな技術を活用した魅力ある住まいづくりなどを市民や住宅関連事業者、行政などの担い手がともに手を取り合っ
て進めていくことにより、良質で安全な住まいや暮らしが将来にわたり持続可能になるこ
とを目指して、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

多様性を尊重し次代へつなぐ安全で魅力的な住まいを創造します

基本理念の下、本市が目指すべき住宅政策の方向性を3つの基本目標として、次のとおり定
めます。

また、基本目標の達成に向けた各施策の進捗を適切に把握するために成果指標を定めました。

基本目標1 多様な住まい・暮らしの実現

居住者からの視点

誰もが適切な住まいを選択できるよう、様々な世帯の状況やそれぞれのライフスタ
イル、働き方等に対応した住まいの情報を充実させるほか、地域における支え合い等
のコミュニティの活性化を図ります。

また、誰もが暮らしやすい住宅や周囲の環境を整備するため、関係機関と連携しな
がら新たな技術の活用等を住宅関連事業者に周知するとともに、市民が住環境に対す
る意識を高め、住まいに関する学びを得られるよう、様々な情報提供を行います。

基本目標2 地域特性をいかした安全安心の構築

社会環境からの視点

人と人との絆を深め、自助・共助を充実することで、公助との相互補完を円滑化す
るほか、防犯や防災に対する地域の取組などを推進し、安全で安心な住環境の形成を
目指します。

また、冬期における道路除排雪や住宅敷地内の雪処理は、本市の地域特性と密接に
関わっていることから、市民協働の考え方を取り入れながら適切に対応していきます。

基本目標3 良質な住宅ストックの形成と次代への継承

住宅ストックからの視点

寒暖差の大きい本市においても一年を通じて快適に暮らせるよう、豊かな四季を享
受できる良好な住環境づくりに取り組むとともに、ゼロカーボンシティの実現に向け
た住まいづくりを進めます。

また、市営住宅は老朽化が進んでおり、建替などの更新期を迎える団地が今後も増
すことが予測される状況で、人口減少を見据えた住戸数を設定しながら、予防保全や
建替などの計画的な更新を行っていきます。

2 計画の主体と連携

本計画の推進に当たっては、本市の取組のほか、住まい手である市民、住宅・住環境の
整備に関わる住宅関連事業者や住生活分野の関係団体の連携が必要不可欠です。各々がそ
の役割を認識し協力することにより、基本理念の実現を目指します。

第4章 推進方針と施策

1 基本目標、推進方針体系図

基本理念の実現に向けた目標や施策を示し、総合的に本市の住まいづくりを進めます。

基本目標	推進方針	展開施策
基本目標 1 多様な住まい 暮らしの実現	推進方針 1 住宅セーフティネットの 充実	居住支援体制の充実、安定した住居の確保、 多様な居住ニーズに対応 など
	推進方針 2 誰もが暮らしやすい 住まいづくり	安全な住環境の確保、コミュニティの活性 化、住環境に関する情報提供 など
	推進方針 3 心地よいと感じる 住環境の推進	既存住宅におけるユニバーサルデザインの普 及、市有施設のユニバーサルデザイン化 など
基本目標 2 地域特性を いかした 安全安心の構築	推進方針 4 防災に配慮した 地域づくり	耐震改修の促進、地域防災力の強化、 犯罪などのない暮らしの推進 など
	推進方針 5 豊かな自然環境との 調和と共存	適切な除排雪、公園の整備・保全、 まちなか居住や賑わいの創出 など
基本目標 3 良質な住宅 ストックの形成 と次代への継承	推進方針 6 住宅ストックの 利活用と流通の活性化	空き家活用に向けた情報提供、所有者等へ の助言・指導、移住ニーズへの対応 など
	推進方針 7 住宅性能の維持・向上と 環境への配慮	省エネ住宅改修への支援、住宅の脱炭素化、 高性能住宅の普及 など
	推進方針 8 市営住宅の長寿命化と 有効活用	民間活力導入による的確な供給、適切な入居 管理、予防保全型の維持管理 など
	推進方針 9 分譲マンションの 適切な管理	自主的な管理運営の促進、マンション管理計 画認定制度の周知・普及 など

3 旭川市マンション管理適正化推進計画

本市では、本計画中の「推進方針 9 分譲マンションの適切な管理」の考え方に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための計画（マンション管理適正化推進計画）を定め、住生活基本計画の一部として位置づけます。

第5章 資料

計画を見直すにあたっては、各種調査等のデータを参考にしました。本章では、調査結果を「住生活を取り巻く状況」、「住宅ストック・供給の状況」、「住まいと暮らしの状況」、「地球環境と住宅地の状況」に分類し、掲載しています。